

02

衣料品による皮膚障害



「海外旅行先で購入した青いポロシャツを着用したところ、特に肌が敏感ということはないのに、首筋から背中にかけて湿疹^{しっしん}ができて、赤くかぶれたようになった。洗濯して数日後に着用したところ、治りかけていた皮膚が再びかぶれた」という相談が当センターに寄せられました。

衣料品による皮膚障害には、大きく分けてふたつの原因が考えられています。ひとつは物理的な刺激によるもので、例えば、縫い目、金具、ウールのセーターの毛先などが肌に当たったことによる摩擦^{まさつ}や、サイズの合わない下着などによる圧迫です。通常、物理的^{物理的}刺激による皮膚障害の場合には、着用をやめれば改善します。

もうひとつは化学物質によるもので、例えば、ドライクリーニング溶剤^{ようざい}による「化学やけど」もこれにあたります。クリーニング店で乾燥が不十分な場合、衣類に溶剤が残っていることがあり、長時間皮膚に接触していると、肌が赤くなったり、腫れたり、水ぶくれになったりする恐れがあります。治療には時間がかかることも多く、治療後も色素沈着が残ってしまう場合があります。溶剤を十分に乾燥すれば防ぐことができるので、クリーニングから衣類が戻ってきたら、袋から出して風通しのよい場所で1日以上陰干しをしましょう。石油臭^{しゅう}などが残っているときは店にもう一度乾燥を依頼してください。合成皮革や厚手の衣類など乾きにくいもの場合は特に注意が必要です。

そのほか、素材そのものに含まれる化学物質、染料、また機能や品質の向上のために使用されている加工剤等によって、皮膚にかぶれが生じることもあります。これを防止するために、「有害物質^{がんゆう}を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、日本国内で販売される繊維製品^{せんい}に使用する樹脂加工剤^{じゆし}、防虫加工剤、防菌・防カビ剤、防災加工剤について使用基準を定めています。例えば、衣類のしわや縮みを防ぐために用いる樹脂加工剤に含まれるホルムアルデヒドについては75ppm以下、特に皮膚のデリケートな乳幼児（生後24ヵ月以内）用の製品からは検出されてはならないとしています。また法律以外にも、抗菌防臭加工製品等について、

◎ SEK マーク



(社) 繊維評価技術協議会
認証番号〇〇〇〇〇〇〇〇
抗菌防臭加工
繊維上の菌の増殖を抑制し、
防臭効果を示します。
剤名：無機系（銀化合物）
社名または商標

(社) 繊維評価技術協議会が、その効果と耐久性（耐洗濯性）に加え、加工の安全性についても自主基準を設けて、これに適合した製品に「SEK マーク」を表示して、安全性の確保を図っています。

しかし、国や業界の自主基準によって規制されている物質のほかにも、かぶれの原因になると考えられる加工剤は数多くあります。また皮膚の状態（日焼け等でダメージを受けている、汗をかいている等）、着用方法（素肌に着る等）、気候条件（空気が乾燥している等）などによって、かぶれを起こしやすくなる場合もあります。さらに、それまで一度もかぶれたことがない物質でも、ある日突然皮膚が拒絶反応を起こして、アレルギー性接触皮膚炎を起こすことがあります。この場合、以後、同じ化学物質を含むものを使用するたびにかぶれを繰り返しますが、体質には個人差があるため、誰でも同じ物質がかぶれの原因になるとは限りません。

衣料品が原因で皮膚にかゆみや痛みなどの異常を感じたときは、まずは、なるべく早く着用をやめて、症状が重かったり長引いたりした場合、また判断に迷う場合も、早めに皮膚科の診察を受けてください。アレルギー性の場合には、パッチテストを行って、自分の体質や、原因となる物質をよく知ることも必要でしょう。そして原因が分かったら、衣料品には使用されている染料や加工剤が必ずしも表示されていませんが、アレルギーの原因となる疑いがあるとされる染料や加工剤を使用していない製品も市販されていますので、そうしたものを選択することも予防方法の一つです。またホルムアルデヒドなど、水に溶けやすい加工剤は、洗濯により取り除くことができるので、新しい衣類、特に直接肌に触れるようなものは、着用前に洗うとよいでしょう（洗濯方法は取り扱い絵表示に従ってください）。さらに、抗菌や防しわなど、普段から洗濯やアイロンがけを心がければ必ずしも必要のない加工や、紫外線防止など、着る時と場合によってはあまり意味がない加工もありますので、商品を購入する際はむやみに「〇〇加工」という宣伝につられずに、本当にその機能が必要かどうか、それぞれの状況に応じて判断する姿勢も大切ではないでしょうか。

（平成 14 年 8 月）